

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の 農林水産大臣の同意を得た 土地利用方針に係る復興整 備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	集団移転促進事業	袖浜地区	南三陸町

図面記号							
D-20施設							
土地の 所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (m2)	土地利用区分	
			登記簿	現況		農振法	都市 計画法
			別紙1のとおり				
	計	3,763m2（田－ m2 畑3,763m2）					
転用する ことによ って生ず る付近の 農地作物 等の被害 の防除施設 の概要	雨水排水については、地区内に降った雨水は速やかに道路側溝により排水し、地区外の町道および県道清水浜志津川港線の側溝及び現況水路を経て海へ放流する。 汚水排水については、戸建住宅別に合併浄化槽により規定水質基準以下に浄化処理を行った後、地区中央の1号区画道路部に新設する下水管に集め、下流の集落排水路へ排水する。 農業用水については、用水系統と排水系統を分離し、従前の農業用水施設機能を保全するため、周辺農地での営農の支障はない。						

(別紙 1) 土地の所在等

[illegible]